

平成 28 年 7 月 7 日

一部の英国不動産投資信託の解約受付停止と
「アムンディ・欧州セレクトティブ・リート・ファンド(愛称:ラ・グレイス)」
に及ぼす影響について

アムンディ・ジャパン株式会社

6 月 23 日(現地時間)に実施された英国の EU(欧州連合)離脱を問う国民投票において、英国国民は EU 離脱を選択しました。不透明感を嫌う投資家が資産を現金化する動きを加速する中、7 月 4 日以降、オープンエンド型の英国不動産投資信託のいくつかが解約の受付を一時停止したことが波紋を呼んでいます。

「アムンディ・欧州セレクトティブ・リート・ファンド(愛称:ラ・グレイス)<毎月決算型/年2回決算型>」(以下、当ファンド)の実質的な投資対象は十分な流動性のあるリートおよび不動産株であり、現金化に支障をきたすことはないものの、リーートの価格調整を通じて間接的に影響を受けています。

足元の運用状況について、当ファンドが主要投資対象とする「アムンディ・インターインベスト-リート・欧州」を運用するアムンディ アセットマネジメントの見解を以下にご報告いたします。

英国のオープンエンド型不動産投資信託にかかる直近の動向

英国の国民投票の結果を受けて英国金融市場や実体経済の不透明感が強まっており、投資家が資産を現金化する動きを加速させています。英国の上場リートはこうした動きの影響を最も早く受けた資産のひとつで、6 月 24 日(金)には前営業日から 10%以上の下落(現地通貨ベース)を記録、翌週 27 日(月)にも続落して国民投票以降の下落率は一時 20%を超えました。その後は大きく反発する場面もありましたが、7 月に入って再び下落基調となっています。特に 7 月 4 日以降は、英国のオープンエンド型不動産投資信託が解約の受付を一時停止したことが材料視されました。

英国のオープンエンド型不動産投資信託の純資産総額は 5 月末時点で約 250 億ポンド(約 4.0 兆円)で、フィナンシャルタイムズ紙によれば南東部や地方中心に英国の商業用不動産の約 5%を所有しています。これらのうち、総額約 150 億ポンド(約 2.4 兆円)を占める複数の投資信託が、6 日までに解約の一時停止を発表しました。英国の上場リーートの時価総額はこれよりも大きく、6 月末で約 490 億ポンド(約 6.7 兆円)で、所有不動産もロンドンなどが中心です。オープンエンド型不動産投資信託の上場リートに対する影響はゼロではないものの、解約の一時停止はオープンエンド型不動産投資信託固有の問題であり、リーートの流動性には問題ないと考えています。

※ 「オープンエンド型不動産投資信託」と「クローズドエンド型不動産投資信託」の違い。

「オープンエンド型投資信託」とは、基本的にはいつでも解約可能な投資信託のことです。これに対し、「クローズドエンド型投資信託」は解約はできませんが、市場で売却することでいつでも換金可能であり、リートはこれに当たります。

「オープンエンド型不動産投資信託」に投資家から解約申し込みがあった場合、現金がなければ保有不動産を売却して解約資金の手当てを行います。当該不動産投資信託は一定の現金を保有しているので、通常時の解約請求には保有現金で対応することができますが、解約が急増しているときには、保有現金では足りなくなる可能性があります。そのような場合、当該不動産投資信託が投資している実物不動産を現金化してこれに対応する必要がありますが、これには時間がかかりますし、短期間で実物不動産を無理に現金化しようとすると、著しい安値で買いたたかれることもあります。また、当該不動産投資信託の純資産価額の評価の更新が迅速に行われていないため、相場下落時には評価額引き下げ前に投資家の解約が殺到する傾向があります。これが受益者の不公平を生むと当該不動産投資信託が判断すれば、解約の受付を一時停止することができ、今回の措置もこの方針に沿ったものと報じられています。

「クローズドエンド型不動産投資信託(リート)」の場合、投資家は受益証券自体を取引所で売却することで持ち分を現金化することができます。リートが投資している実物不動産自体を売却する必要がないため、解約急増を理由にリートの資金繰りが困難をきたすことはありません。

「アムンディ・インターインベスト・リート・欧州」への影響と運用方針

オープンエンド型不動産投資信託の問題点は、流動性の低い資産に投資しているにもかかわらず、受益者に日次の流動性を提供していることにあります。解約の一時停止もそのミスマッチが主な原因です。これらのファンドは都心部の優良物件以外にも多く投資しており、純資産価額はさらに引き下げられるリスクがあります。

一方、当ファンドが主要投資対象とする「アムンディ・インターインベスト・リート・欧州」では、流動性の高いリートおよび上場不動産株に分散投資しており、資金繰りに問題が生じることはないと考えています。英国リートおよび不動産株の組入比率は5月末に27%台でしたが、6月末には22%台、7月6日時点では16%台に引き下げており、市場リスクの上昇に対応してポートフォリオの調整を進めています。組入れを増やしている大陸欧州のリートについては、低金利環境に加え、パリやフランクフルトなど大都市でのオフィス需要が高まる可能性や、魅力的な配当利回りなどが市場の下支えになると思われます。弊社は引き続き大規模ショッピングモール、ドイツの住宅関連など物件開発による成長余地がある銘柄や、希少性のある主要都市中心商業地区のオフィスを保有している銘柄などを有望と見ています。

ファンドの目的

当ファンドは、インカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

「アムンディ・欧州セレクトティブ・リート・ファンド(毎月決算型)」「アムンディ・欧州セレクトティブ・リート・ファンド(年2回決算型)」を、それぞれ「毎月決算型」、「年2回決算型」と略す場合があります。また2本のファンドを総称して「アムンディ・欧州セレクトティブ・リート・ファンド」または「当ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。

ファンドの特色

① 当ファンドは、欧州主要国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(リート)を実質的な主要投資対象とします。

* 不動産投資信託証券を、以下「リート」といいます。 * 実質的に不動産関連株式等にも投資します。

・欧州のリートを主要投資対象とする円建の外国籍投資信託「アムンディ・インターインベストリート・欧州(ユーロ、I4シェアクラス)」と、円建の国内籍投資信託「CAマネーブルファンド(適格機関投資家専用)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式[※]で運用します。

※ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。投資信託証券を、以下「投資信託」と記載します。

・欧州のリーートの運用は、アムンディ アセットマネジメントが行います。

・「アムンディ・インターインベストリート・欧州(ユーロ、I4シェアクラス)」は、ユーロ建以外の資産に投資する場合、原則として対ユーロで為替取引を行います。

② 「毎月決算型」と「年2回決算型」があります。

・「毎月決算型」は、毎決算時(原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益配分方針に基づき収益分配を行います。

・「年2回決算型」は、毎決算時(原則として毎年2月および8月の25日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益配分方針に基づき収益分配を行います。

・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。

・分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

・留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主としてリートなど値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**各ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。各ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因としては、リーートの価格変動リスク、為替変動リスク、流動性リスク、信用リスク等が挙げられます。なお、基準価額の変動要因(投資リスク)は、これらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、各ファンドの繰上償還等があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

《当資料のお取り扱いについてのご注意》

当資料は、「アムンディ・欧州セレクトティブ・リート・ファンド(毎月決算型) / (年2回決算型)」の商品内容説明資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した資料です。当資料に記載したコメントは、将来を保証するものではなく、資料作成時点における当社の見解や予想であり、将来の経済・市場環境、政治情勢等の変化により予告なく変更することがあります。当資料に記載したデータは資料作成時点のものであり将来の傾向、数値等を示唆するものではありません。購入のお申込みを行う場合には、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず商品内容、リスク等の詳細をご確認の上、ご自身のご判断でお申込みください。

《投資信託ご購入時の注意点》

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいようお願い申し上げます。

●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。●投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。●銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●投資信託の設定・運用は委託会社が行います(銀行は販売の窓口となります)。●投資信託は値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に投資するため、運用実績は市場環境等によって変動します。したがって、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。●投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。●投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

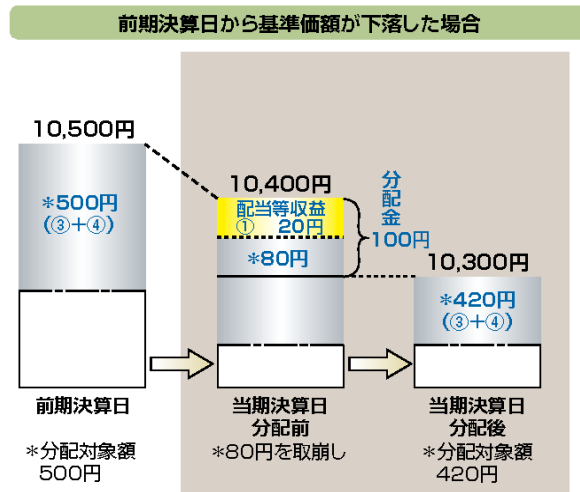
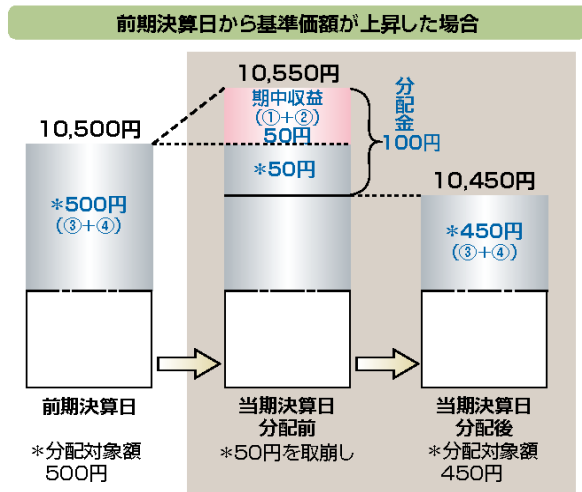
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

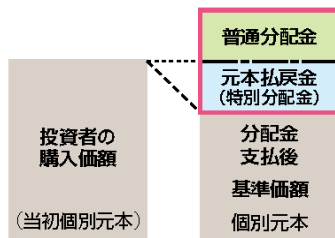


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

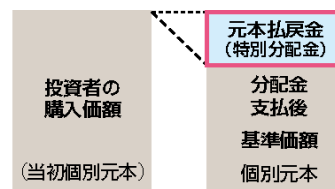
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり幅が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日(ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合)には、受け付けません。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	平成31年2月25日までとします。(設定日:平成26年3月14日)
決算日	毎月決算型 :年12回決算、原則毎月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。 年2回決算型:年2回決算、原則毎年2月および8月の各25日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
スイッチング	販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用税金がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は 2.7% (税抜2.5%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	実質的な負担の上限:純資産総額に対して 年率1.6964%(税込)* ※各ファンドの信託報酬年率0.8964%(税込)に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.80%)を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は有価証券届出書作成日現在のものです。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆各ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会
受託会社	株式会社 りそな銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
販売会社	販売会社については巻末をご参照ください。
ファンドに関する照会先	委託会社の名称:アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン:0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

販売会社一覧(業態別・五十音順)

金融商品取引業者等		登録番号	日本証券 業協会	一般社団 法人投資 信託協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○				
株式会社 近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○				
株式会社 埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○			○	
株式会社 りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○			○	